議案第　１　号

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　１　月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成１２年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

１０　令和７年２月１日から同年４月３０日までの間に限り、町長の給料月額は、第２条第１項及び別表第１の規定にかかわらず、同表に定める額に１００分の８０を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、令和７年２月１日から施行する。

議案第　２　号

職員の給与に関する条例及び七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　１　月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

職員の給与に関する条例及び七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和２４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項中「１００分の１２２．５」を「６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に改め、同条第５項中「「１００分の６８．７５」」の次に「と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」」を加える。

第１４条の７第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
前	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
再	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
任	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
用	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
短	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
時	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
間	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
勤	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
務	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
職	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
員	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
以	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
外	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
の	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
職	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
員	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700

34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	

68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				

	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	—	—	—

務職員								

（七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正）

第２条　七飯町職員の寒冷地手当に関する条例（昭和４０年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「２２，５４０円」を「２５，１００円」に、「１２，８６０円」を「１４，３００円」に、「８，６００円」を「９，６００円」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第５項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に改める。

第１４条の７第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）の規定及び第２条の規定による改正後の七飯町職員の寒冷地手当に関する条例（以下「改正後寒冷地手当条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後給与条例又は改正後寒冷地手当条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第２条の規定による改正前の七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例又は改正後寒冷地手当条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 3 号

令和６年度七飯町一般会計補正予算（第７号）

令和６年度七飯町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ２２４，４９７千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ １４，７９７，１１７千円 とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和 7 年 1 月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 地方交付税		3,869,200	58,667	3,927,867
	1 地方交付税	3,869,200	58,667	3,927,867
14 国庫支出金		2,793,904	167,789	2,961,693
	2 国庫補助金	1,330,776	167,789	1,498,565
18 繰入金		471,010	△17,288	453,722
	1 基金繰入金	444,246	△17,288	426,958
19 繰越金		126,034	1,029	127,063
	1 繰越金	126,034	1,029	127,063
21 町　債		1,406,300	14,300	1,420,600
	1 町　債	1,406,300	14,300	1,420,600
歳　　入　　合　　計		14,572,620	224,497	14,797,117

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		928,650	119	928,769
	2 徴税費	305,408	119	305,527
3 民生費		5,341,003	171,301	5,512,304
	1 社会福祉費	3,091,598	156,163	3,247,761
	2 児童福祉費	2,249,045	15,138	2,264,183
4 衛生費		953,921	1,675	955,596
	1 保健衛生費	313,049	1,408	314,457
	2 清掃費	640,872	267	641,139
6 農林水産業費		236,142	362	236,504
	1 農業費	203,477	362	203,839
10 教育費		2,020,815	12,491	2,033,306
	1 教育総務費	115,857	1,137	116,994
	5 保健体育費	278,935	11,354	290,289
13 職員費		1,426,769	38,549	1,465,318
	1 職員費	1,426,769	38,549	1,465,318
歳　出　合　計		14,572,620	224,497	14,797,117

第２表　繰越明許費補正

追　加　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
〔３款〕 民　生　費	〔１項〕 社会福祉費	物価高騰対応低所得世帯支援事業	152,952

第３表　地　方　債　補　正

変　更

起　債　の　目　的	補正		
	限　度　額	起債の方法	利　率
藤城小学校空調設備整備事業 （変更前：義務教育施設空調設備整備事業）	21,200	普通貸借 又　は 証券発行	３．０％ 以　内
各小学校空調設備整備事業（Ｉ期工事分）	40,900		
大沼岳陽学校空調設備整備事業（Ｉ期工事分）	1,900		

（単位：千円）

前	補正後			
償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	25,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	50,300			
	2,300			

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　町　税	2,825,183	0	2,825,183
2　地方譲与税	133,300	0	133,300
3　利子割等交付金	7,500	0	7,500
4　株式等譲渡所得割交付金	9,100	0	9,100
5　法人事業税交付金	36,300	0	36,300
6　地方消費税交付金	665,000	0	665,000
7　ゴルフ場利用税交付金	9,200	0	9,200
8　自動車税環境性能割交付金	15,800	0	15,800
9　地方特例交付金	146,507	0	146,507
10　地方交付税	3,869,200	58,667	3,927,867
11　交通安全対策特別交付金	2,800	0	2,800
12　分担金及び負担金	140,468	0	140,468
13　使用料及び手数料	220,483	0	220,483
14　国庫支出金	2,793,904	167,789	2,961,693
15　道支出金	1,314,233	0	1,314,233
16　財産収入	18,663	0	18,663
17　寄附金	120,502	0	120,502
18　繰入金	471,010	△17,288	453,722
19　繰越金	126,034	1,029	127,063
20　諸収入	241,133	0	241,133
21　町　債	1,406,300	14,300	1,420,600
歳　入　合　計	14,572,620	224,497	14,797,117

歳　出

(単位:千円)

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 議会費	95,912	0	95,912				
2 総務費	928,650	119	928,769				119
3 民生費	5,341,003	171,301	5,512,304	155,209			16,092
4 衛生費	953,921	1,675	955,596				1,675
5 労働費	40,155	0	40,155				
6 農林水産業費	236,142	362	236,504				362
7 商工費	292,640	0	292,640				
8 土木費	1,269,091	0	1,269,091				
9 消防費	606,153	0	606,153				
10 教育費	2,020,815	12,491	2,033,306	12,580	14,300	△2,694	△11,695
11 災害復旧費	15,000	0	15,000				
12 公債費	1,341,369	0	1,341,369				
13 職員費	1,426,769	38,549	1,465,318				38,549
14 予備費	5,000	0	5,000				
歳　出　合　計	14,572,620	224,497	14,797,117	167,789	14,300	△2,694	45,102

2　歳　入

10　地方交付税（1　地方交付税）

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
10 地方交付税	3,869,200	58,667	3,927,867
1 地方交付税	3,869,200	58,667	3,927,867
1 地方交付税	3,869,200	58,667	3,927,867
14 国庫支出金	2,793,904	167,789	2,961,693
2 国庫補助金	1,330,776	167,789	1,498,565
1 総務費国庫補助金	372,641	167,789	540,430
18 繰入金	471,010	△17,288	453,722
1 基金繰入金	444,246	△17,288	426,958
1 財政調整基金繰入金	139,590	△14,594	124,996
5 子ども・子育て応援基金繰入金	40,152	△2,694	37,458
19 繰越金	126,034	1,029	127,063
1 繰越金	126,034	1,029	127,063
1 繰越金	126,034	1,029	127,063
21 町　債	1,406,300	14,300	1,420,600
1 町　債	1,406,300	14,300	1,420,600
5 教育債	804,200	14,300	818,500
歳　入　合　計	14,572,620	224,497	14,797,117

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	58,667	普通交付税 58,667
1 総務管理費補助金	167,789	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援分） 155,209 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業分） 12,580
1 財政調整基金繰入金	△14,594	財政調整基金繰入金 △14,594
1 子ども・子育て応援基金繰入金	△2,694	子ども・子育て応援基金繰入金 △2,694
1 繰越金	1,029	前年度繰越金 1,029
1 小学校債	13,900	藤城小学校空調設備整備事業債 4,500 各小学校空調設備整備事業債（Ⅰ期工事分） 9,400
2 中学校債	400	大沼岳陽学校空調設備整備事業債（Ⅰ期工事分） 400

款 項 目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	928,650	119	928,769				119
2 徴税費	305,408	119	305,527				119
1 税務総務費	287,032	119	287,151				119
3 民生費	5,341,003	171,301	5,512,304	155,209			16,092
1 社会福祉費	3,091,598	156,163	3,247,761	155,209			954
1 社会福祉総務費	509,485	155,209	664,694	155,209			
2 高齢者福祉費	538,086	40	538,126				40

（単位:千円）

節		説明
区分	金額	
1 報　酬	927	■税務総務費　119 1 報　酬　119 会計年度任用職員報酬　119
3 職員手当等	189	
18 負担金、補助及び交付金	△997	■定額減税調整給付事業費　0 1 報　酬　808 会計年度任用職員報酬　808 3 職員手当等　189 会計年度任用職員期末勤勉手当　189 18 負担金、補助及び交付金　△997 定額減税調整給付金　△997
1 報　酬	3,701	■物価高騰対応低所得世帯支援事業費（交付金事業）　155,209 1 報　酬　3,701 会計年度任用職員報酬　3,701 3 職員手当等　920 職員手当　920 4 共済費　707 会計年度任用職員共済組合負担金　264 会計年度任用職員福祉協会負担金　2 会計年度任用職員社会保険料　381 会計年度任用職員雇用保険料　60 8 旅　費　142 会計年度任用職員費用弁償　142 10 需用費　867 消耗品費　442 印刷製本費　425 11 役務費　2,727 郵便料　1,737 口座振込手数料　990 12 委託料　658 低所得世帯支援給付金システム改修委託料　658 13 使用料及び賃借料　487 電算関係借上料　487 18 負担金、補助及び交付金　145,000 物価高騰対応低所得世帯支援給付金　135,000 物価高騰対応低所得世帯支援給付金（子ども加算分）　10,000
3 職員手当等	920	
4 共済費	707	
8 旅　費	142	
10 需用費	867	
11 役務費	2,727	
12 委託料	658	
13 使用料及び賃借料	487	
18 負担金、補助及び交付金	145,000	
27 繰出金	40	■介護保険特別会計繰出金　40 27 繰出金　40

款　項　目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 社会福祉施設費	69,473	914	70,387				914
2 児童福祉費	2,249,045	15,138	2,264,183				15,138
1 児童福祉総務費	1,078,261	10,312	1,088,573				10,312
2 児童措置費	981,743	4,826	986,569				4,826
4 衛生費	953,921	1,675	955,596				1,675
1 保健衛生費	313,049	1,408	314,457				1,408
6 健康センター管理費	63,482	1,408	64,890				1,408
2 清掃費	640,872	267	641,139				267
1 清掃総務費	14,399	267	14,666				267
6 農林水産業費	236,142	362	236,504				362
1 農業費	203,477	362	203,839				362
3 農業振興費	52,053	362	52,415				362

（単位：千円）

節 区分	金額	説明	
		介護保険特別会計繰出金	40
10 需用費	57	■社会福祉施設指定管理費	914
11 役務費	43	10 需用費	57
12 委託料	814	燃料費（灯油）	13
		電気料	38
		上下水道料	6
		11 役務費	43
		電話料（専用回線通信料）	43
		12 委託料	814
		施設移転関係業務委託料	814
1 報　酬	9,494	■放課後児童対策費	10,312
3 職員手当等	541	1 報　酬	9,494
4 共済費	202	会計年度任用職員報酬	9,494
8 旅　費	75	3 職員手当等	541
		会計年度任用職員期末勤勉手当	541
		4 共済費	202
		会計年度任用職員共済組合負担金	33
		会計年度任用職員社会保険料	169
		8 旅　費	75
		会計年度任用職員費用弁償（通勤手当分）	75
1 報　酬	4,826	■大中山保育所運営費	4,826
		1 報　酬	4,826
		会計年度任用職員報酬	4,826
1 報　酬	1,408	■健康センター管理費	1,408
		1 報　酬	1,408
		会計年度任用職員報酬	1,408
1 報　酬	267	■廃棄物対策費	267
		1 報　酬	267
		会計年度任用職員報酬	267
1 報　酬	240	■経営所得安定対策推進事業費	362
3 職員手当等	76	1 報　酬	240
4 共済費	46	会計年度任用職員報酬	240
		3 職員手当等	76
		会計年度任用職員期末勤勉手当	76

款　項　目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 教育費	2,020,815	12,491	2,033,306	12,580	14,300	△2,694	△11,695
1 教育総務費	115,857	1,137	116,994				1,137
2 事務局費	113,895	1,137	115,032				1,137
2 小学校費	311,065		311,065		13,900		△13,900
1 学校管理費	303,340		303,340		13,900		△13,900
3 中学校費	1,144,453		1,144,453		400		△400
1 学校管理費	96,488		96,488		400		△400
5 保健体育費	278,935	11,354	290,289	12,580		△2,694	1,468
2 学校給食費	162,466	11,354	173,820	12,580		△2,694	1,468
13 職員費	1,426,769	38,549	1,465,318				38,549
1 職員費	1,426,769	38,549	1,465,318				38,549
1 職員給与費	1,419,874	38,549	1,458,423				38,549

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		4 共済費　46 会計年度任用職員共済組合負担金　11 会計年度任用職員福祉協会負担金　1 会計年度任用職員社会保険料　34
1 報　酬	1,137	■事務局費（教育支援）　1,137 1 報　酬　1,137 会計年度任用職員報酬　1,137
		財源更正
		財源更正
18 負担金、補助及び交付金	14,048	■学校給食センター運営費　△2,694 19 扶助費　△2,694 多子世帯児童生徒給食扶助費　△2,694 ■学校給食物価高騰支援事業費（交付金事業）　14,048 18 負担金、補助及び交付金　14,048 物価高騰対策学校給食無償化補助金　14,048
19 扶助費	△2,694	
1 報　酬	4,930	■特別職給与費　△294 2 給　料　△294 特別職給料　△294 ■一般職等給与費　31,727 2 給　料　17,665 職員給料　17,529 再任用職員給料　136 3 職員手当等　11,091 期末勤勉手当　11,026 再任用職員期末勤勉手当　65 4 共済費　2,971 職員退職手当組合負担金　2,971 ■会計年度任用職員給与費　7,116
2 給　料	17,520	
3 職員手当等	12,412	
4 共済費	3,687	

款　項　目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
歳出合計	14,572,620	224,497	14,797,117	167,789	14,300	△2,694	45,102

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		1 報　酬　4,930 会計年度任用職員報酬　4,930 2 給　料　149 会計年度任用職員給料　149 3 職員手当等　1,321 会計年度任用職員期末勤勉手当　1,321 4 共済費　716 会計年度任用職員退職手当組合負担金　10 会計年度任用職員社会保険料　706

議案第　４　号

令和６年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和６年度七飯町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　１３４千円　を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　３，１９９，４９３千円　とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　１　月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 道支出金		2,355,272	134	2,355,406
	1 道補助金	2,355,262	134	2,355,396
歳　　入	合　　計	3,199,359	134	3,199,493

歳　出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		48,511	134	48,645
	4 特別対策事業費	6,164	134	6,298
歳　出　合　計		3,199,359	134	3,199,493

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　国民健康保険税	482,225	0	482,225
2　国庫支出金	1	0	1
3　道支出金	2,355,272	134	2,355,406
4　財産収入	1	0	1
5　繰入金	351,929	0	351,929
6　繰越金	6,991	0	6,991
7　諸収入	2,940	0	2,940
歳入合計	3,199,359	134	3,199,493

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	48,511	134	48,645	134			
2 保険給付費	2,323,958	0	2,323,958				
3 国民健康保険事業費納付金	786,855	0	786,855				
4 共同事業拠出金	1	0	1				
5 財政安定化基金拠出金	10	0	10				
6 保健事業費	32,799	0	32,799				
7 公債費	120	0	120				
8 諸支出金	2,550	0	2,550				
9 基金積立金	3,511	0	3,511				
10 予備費	1,044	0	1,044				
歳出合計	3,199,359	134	3,199,493	134	0	0	0

2　歳　入

3　道支出金（1　道補助金）

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
3 道支出金	2,355,272	134	2,355,406
1 道補助金	2,355,262	134	2,355,396
1 保険給付費等交付金	2,355,262	134	2,355,396
歳　入　合　計	3,199,359	134	3,199,493

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	134	道繰入金 134

3　歳　出

款　項　目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	48,511	134	48,645	134			
4 特別対策事業費	6,164	134	6,298	134			
2 収納率向上特別対策事業費	5,437	134	5,571	134			
歳出合計	3,199,359	134	3,199,493	134			

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報　酬	88	■収納率向上特別対策事業費　134 1 報　酬　88 会計年度任用職員報酬　88 3 職員手当等　46 会計年度任用職員期末勤勉手当　46
3 職員手当等	46	

議案第　５　号

令和６年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和６年度七飯町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　２１１千円　を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　３，０６７，７０４千円　とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　１　月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金		715,426	81	715,507
	2 国庫補助金	199,021	81	199,102
5 道支出金		424,515	40	424,555
	2 道補助金	14,900	40	14,940
7 繰入金		454,372	90	454,462
	1 一般会計繰入金	442,738	40	442,778
	2 基金繰入金	11,634	50	11,684
歳　　入　　合　　計		3,067,493	211	3,067,704

歳　出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 地域支援事業費		101,685	211	101,896
	1 地域支援事業費	101,685	211	101,896
歳　出　合　計		3,067,493	211	3,067,704

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　保険料	599,000	0	599,000
2　使用料及び手数料	1	0	1
3　国庫支出金	715,426	81	715,507
4　支払基金交付金	792,511	0	792,511
5　道支出金	424,515	40	424,555
6　財産収入	10	0	10
7　繰入金	454,372	90	454,462
8　繰越金	81,588	0	81,588
9　諸収入	70	0	70
歳入合計	3,067,493	211	3,067,704

歳　出

(単位:千円)

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	19,178	0	19,178				
2 保険給付費	2,849,241	0	2,849,241				
3 地域支援事業費	101,685	211	101,896	121			90
4 保健福祉事業費	591	0	591				
5 基金積立金	23,210	0	23,210				
6 公債費	100	0	100				
7 諸支出金	71,896	0	71,896				
8 予備費	1,592	0	1,592				
歳出合計	3,067,493	211	3,067,704	121	0	0	90

2　歳　入

3　国庫支出金（2　国庫補助金）

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金	715,426	81	715,507
2 国庫補助金	199,021	81	199,102
2 地域支援事業交付金	28,918	81	28,999
5 道支出金	424,515	40	424,555
2 道補助金	14,900	40	14,940
1 地域支援事業交付金	14,457	40	14,497
7 繰入金	454,372	90	454,462
1 一般会計繰入金	442,738	40	442,778
2 地域支援事業繰入金	14,457	40	14,497
2 基金繰入金	11,634	50	11,684
1 介護保険財政調整基金繰入金	11,634	50	11,684
歳　入　合　計	3,067,493	211	3,067,704

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 包括的支援事業等交付金	81	包括的支援事業等交付金 81
2 包括的支援事業等交付金	40	包括的支援事業等交付金 40
2 包括的支援事業等繰入金	40	包括的支援事業等繰入金 40
1 介護保険財政調整基金繰入金	50	介護保険財政調整基金繰入金 50

款 項 目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 地域支援事業費	101,685	211	101,896	121			90
1 地域支援事業費	101,685	211	101,896	121			90
3 包括的支援及び任意事業費	25,923	211	26,134	121			90
歳出合計	3,067,493	211	3,067,704	121			90

（単位:千円）

節 区分	金額	説明
2 給　料	48	■認知症支援事務職員人件費　211 2 給　料　48 職員給料　48 3 職員手当等　163 期末勤勉手当　163
3 職員手当等	163	

議案第 6 号

令和６年度七飯町水道事業会計補正予算（第４号）

（総　則）

第１条　令和６年度七飯町水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度七飯町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第１款　水道事業費用	464,000千円	3,000千円	467,000千円
第１項　営業費用	426,931千円	3,000千円	429,931千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第９条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（１）職員給与費	42,290千円	1,945千円	44,235千円
（２）賞与引当金繰入額	3,867千円	1,055千円	4,922千円

令和 7 年 1 月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

令和６年度（２０２４年度）七飯町水道事業会計補正予算（第４号）実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			530,526	0	530,526	
	1 営業収益		446,487	0	446,487	
		1 給水収益	445,189	0	445,189	
		2 受託工事収益	11	0	11	
		3 その他営業収益	1,287	0	1,287	
	2 営業外収益		84,039	0	84,039	
		1 受取利息及び配当金	1	0	1	
		2 負担金	10,016	0	10,016	
		3 長期前受金戻入	60,894	0	60,894	
		4 雑収益	13,128	0	13,128	
	3 特別利益		0	0	0	
		1 固定資産売却益	0	0	0	
		2 その他特別利益	0	0	0	

支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			464,000	3,000	467,000	
	1 営業費用		426,931	3,000	429,931	
		1 原水及び浄水費	48,892	0	48,892	
		2 配水及び給水費	71,177	0	71,177	
		3 受託工事費	11	0	11	
		4 業務費	40,342	0	40,342	
		5 総係費	1,771	0	1,771	
		6 職員給与費	46,157	3,000	49,157	
		7 減価償却費	212,320	0	212,320	
		8 資産減耗費	6,251	0	6,251	
		9 その他営業費用	10	0	10	
	2 営業外費用		36,219	0	36,219	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	36,119	0	36,119	
		2 雑支出	100	0	100	
		3 消費税等納付金	0	0	0	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
	3 特 別 損 失		250	0	250	
		1 過年度損益修正損	250	0	250	
		2 そ の 他 特 別 損 失	0	0	0	
	4 予　備　費		600	0	600	
		1 予　備　費	600	0	600	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　　入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的収入			415,248	0	415,248	
	1 企　業　債		396,600	0	396,600	
		1 上水道事業債	396,600	0	396,600	
	2 負 担 金 等		18,648	0	18,648	
		1 工事施工収入	18,648	0	18,648	

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的支出			600,374	0	600,374	
	1 建設改良費		456,786	0	456,786	
		1 水 道 施 設 費	109,121	0	109,121	
		2 管 路 整 備 費	306,965	0	306,965	
		3 水 源 開 発 費	0	0	0	
		4 資 産 取 得 費	40,700	0	40,700	
	2 企業債償還金		142,188	0	142,188	
		1 企業債償還金	142,188	0	142,188	
	3 予　備　費		1,400	0	1,400	
		1 予　備　費	1,400	0	1,400	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支　　出　　（単位：千円）

款　項　目	補正前の予定額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 〔款〕 水道事業費用	464,000	3,000	467,000				
1 〔項〕 営業費用	426,931	3,000	429,931				
6 〔目〕 職員給与費	46,157	3,000	49,157				
				(1) 給料	541	1 職員給料	541
				(2) 手当	1,152	2 職員手当 3 期末勤勉手当 4 寒冷地手当 5 通勤手当	464 569 34 85
				(3) 賞与引当金繰入額	1,055	2 期末時仕訳分	1,055
				(6) 法定福利費	252	2 市町村職員共済組合負担金	252
収益的支出合計	464,000	3,000	467,000				

議案第 7 号

令和６年度七飯町下水道事業会計補正予算（第３号）

（総　則）

第１条　令和６年度七飯町下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度七飯町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第１款　下水道事業費用	798,008千円	292千円	798,300千円
第１項　営 業 費 用	690,517千円	292千円	690,809千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第９条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（１）職 員 給 与 費	15,272千円	1,012千円	16,284千円
（２）賞与引当金繰入額	1,356千円	-720千円	636千円

令和 7 年 1 月３１日提出

七飯町長　杉　原　　太

令和６年度（２０２４年度）七飯町下水道事業会計補正予算（第３号）実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			803,585	0	803,585	
	1 営業収益		468,227	0	468,227	
		1 下水道使用料	467,673	0	467,673	
		2 雨水処理負担金	0	0	0	
		3 その他営業収益	554	0	554	
	2 営業外収益		335,358	0	335,358	
		1 受取利息及び配当金	1	0	1	
		2 補助金	1,524	0	1,524	
		3 負担金	54,954	0	54,954	
		4 長期前受金戻入	212,079	0	212,079	
		5 雑収益	66,800	0	66,800	
	3 特別利益		0	0	0	
		1 その他特別利益	0	0	0	

支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			798,008	292	798,300	
	1 営業費用		690,517	292	690,809	
		1 処理場費	101,267	0	101,267	
		2 管渠費	20,176	0	20,176	
		3 流域下水道管理費	108,843	0	108,843	
		4 業務費	13,484	0	13,484	
		5 総係費	5,869	0	5,869	
		6 職員給与費	16,628	292	16,920	
		7 減価償却費	424,220	0	424,220	
		8 資産減耗費	30	0	30	
	2 営業外費用		106,691	0	106,691	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	28,131	0	28,131	
		2 雑支出	67,268	0	67,268	
		3 消費税及び地方消費税	11,292	0	11,292	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支　出　　（単位：千円）

	3 特別損失		200	0	200	
		1 過年度損益修正損	200	0	200	
	4 予備費		600	0	600	
		1 予備費	600	0	600	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			176,683	0	176,683	
	1 企業債		107,400	0	107,400	
		1 下水道事業債	107,400	0	107,400	
	2 出資金		46,409	0	46,409	
		1 他会計出資金	46,409	0	46,409	
	3 補助金		14,989	0	14,989	
		1 国庫補助金	8,550	0	8,550	
		2 他会計補助金	6,439	0	6,439	
	4 負担金等		7,885	0	7,885	
		1 受益者負担等	723	0	723	
		2 工事施工収入	7,162	0	7,162	

支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			333,919	0	333,919	
	1 建設改良費		47,015	0	47,015	
		1 処理場建設費	0	0	0	
		2 管渠整備費	27,272	0	27,272	
		3 流域下水道事業費	19,178	0	19,178	
		4 資産取得費	565	0	565	
	2 企業債償還金		285,504	0	285,504	
		1 企業債償還金	285,504	0	285,504	
	3 予備費		1,400	0	1,400	
		1 予備費	1,400	0	1,400	

収益的収入及び支出

支　出　　（単位：千円）

款項目	補正前の予定額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 〔款〕 下水道事業費用	798,008	292	798,300				
1 〔項〕 営業費用	690,517	292	690,809				
6 〔目〕 職員給与費	16,628	292	16,920				
				(1) 給料	688	1 職員給料	688
				(2) 手当	384	3 期末勤勉手当 4 寒冷地手当	338 46
				(3) 賞与引当金繰入額	-720	2 期末時仕訳分	-720
				(6) 法定福利費	-60	2 市町村職員共済組合負担金 4 市町村職員退職手当組合負担金	-85 25
収益的支出 合計	798,008	292	798,300				

報告第 1 号

町議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、町議会の委任による専決処分事項の指定（令和５年９月２２日議決）第５項に掲げる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 月31日提出

七飯町長　杉　原　　太

記

訴訟上の和解について

町営住宅退去時補修損害賠償金請求（通常訴訟）の件について、町議会の委任による専決処分事項の指定（令和５年９月２２日議決）第５項の規定により、訴訟上の和解に関し、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月15日専決

七飯町長　杉　原　　太

1　当事者

原告

七飯町

被告（訴訟上の和解の相手方）

住所

氏名

住所

氏名　　（連帯保証人）

2　事件名

函館簡易裁判所　令和６年（ハ）第２９５号及び第２９６号　原状回復費用請求事件

3　訴訟の趣旨

（１）町営住宅に係る退去時補修損害賠償金　金１３３，２００円

（２）訴えの提起に係る手続費用　金１２，７５２円

4　訴訟及び和解の経緯

町営住宅退去時に発生した退去時補修損害賠償金の支払を滞納していた債務者に対し、支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、相手方が督促異議を申し立てたため、通常訴訟に移行した。

令和６年１２月４日開催の第１回弁論準備手続（第１回期日）の後、同年１２月１９日に被告が賠償金の支払義務を認めたため、裁判所より和解の勧告があった。

和解の内容は、次項のとおりとし、本件を迅速に解決するため、令和７年１月１５日開催の第１回弁論準備手続（第２回期日）において、相手方と和解に至ったもの。

5　和解の内容

（１）被告らは、原告に対し、連帯して、本件原状回復費用債務として１３万３，２００円の支払義務があることを認める。

（２）被告らは、原告に対し、連帯して、前号の金員を次のとおり分割して毎月末日限り、原告の指定する方法により支払う。

ア　令和７年２月から令和８年２月まで１万円ずつ

イ　令和８年３月に３，２００円

（３）被告らが前号の分割金の連帯支払を２回以上怠り、かつ、その額が２万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、連帯して、第１号の金員から既払額を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年３％の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

（４）原告は、その余の請求を放棄する。

（５）原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（６）訴訟費用は各自の負担とする。

令和７年第１回七飯町議会臨時会議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

資料１　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

資料２　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（議案第１号）・・・・・２

資料３　職員の給与に関する条例及び七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４

資料４　職員の給与に関する条例新旧対照表（議案第２号第１条関係）・・・・・５～１１

資料５　七飯町職員の寒冷地手当に関する条例新旧対照表（議案第２号第２条関係）・１２

資料６　職員の給与に関する条例新旧対照表（議案第２号第３条関係）・・・・１３～１４

資料 1

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1　改正理由

道の駅「ななえ・なないろ」の管理に関し、行政の責任として、適正管理に努め、また、課題解決に向けた改善策には、最優先で予算確保及び早期対応をしなければならないにもかかわらず、その決断が遅れ、町民、道の駅利用者及び近隣市町に、行政への不信感を招いた責任は重いものであります。

よって、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成１２年条例第３０号）の一部を改正するものです。

2　改正内容

令和７年２月１日から同年４月３０日までの３か月の間、町長の給料月額を２割減額とするため、別表第１に規定する額（７３６，０００円）に１００分の８０を乗じて得た額とします。

3　施行期日

この条例は、令和７年２月１日から施行します。

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
本則（略） 附　則 １～９（略） 別表第１・別表第２（略）	本則（略） 附　則 １～９（略） １０　令和７年２月１日から同年４月３０日までの間に限り、町長の給料月額は、第２条第１項及び別表第１の規定にかかわらず、同表に定める額に１００分の８０を乗じて得た額とする。 別表第１・別表第２（略）

資料 3

職員の給与に関する条例及び七飯町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1　給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに寒冷地手当の改定理由

人事院は、令和６年８月８日に国（国会及び内閣）に対し国家公務員の給与等の勧告を行い、国は、同年１１月２９日に人事院勧告のとおり給与等の改定を行うことを閣議決定し、同年１２月１７日に国家公務員の改正給与法が可決されました。

地方公共団体の給与改定は、国家公務員の給与を考慮し定めなければならないとされており、七飯町の一般職、再任用職員及び会計年度任用職員についても国家公務員と同様の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

2　給料月額の改定

（１）給料表を改正し、若年層を中心に給料月額を１人平均約３．７％引上げ
（一般職及び再任用職員　１８２人、影響額　２５，０８１千円）
（会計年度任用職員　１７５人、影響額　２６，５６９千円）

（２）給料月額の改定に伴う時間外勤務手当の支給額の引上げ
（一般職及び再任用職員　１４９人、影響額　１，５５８千円）
（会計年度任用職員　９３人、影響額　７１４千円）

3　期末手当及び勤勉手当の改定

（１）一般職及び会計年度任用職員は、期末手当及び勤勉手当の各支給月数を年間０．０５月分引上げ、合計０．１０月分引上げ

（２）再任用職員は、期末手当及び勤勉手当の各支給月数を年間０．０２５月分引上げ、合計０．０５月分引上げ
（一般職及び再任用職員　１８２人、影響額　１５，６４６千円）
（会計年度任用職員　８１人、影響額　５，９８２千円）

【単位：月】

区　分	6月期			12月期			合　計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
(1)現　行	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25	2.45	2.05	4.50
(2)令和７年１月改正後	1.225	1.025	2.25	1.275	1.075	2.35	2.50	2.10	4.60
(2) － (1)	0.00	0.00	0.00	0.05	0.05	0.10	0.05	0.05	0.10
(3)令和７年４月改正後	1.25	1.05	2.30	1.25	1.05	2.30	2.50	2.10	4.60
(3) － (1)	0.025	0.025	0.05	0.025	0.025	0.05	0.05	0.05	0.10

4　寒冷地手当の改定

寒冷地手当の支給額を、扶養親族のいる世帯主は現行の月額２２，５４０円から月額２５，１００円に、扶養親族のいない世帯主は現行の月額１２，８６０円から月額１４，３００円に、その他の職員は現行の月額８，６００円から月額９，６００円に引上げ
（一般職　１７７人、影響額　１，６１２千円）

5　施行期日等

この条例の第１条及び第２条の規定は、公布の日から施行し、それぞれの規定による改正後の各条例の規定は、令和６年４月１日に遡って適用します。よって、令和６年度中に既に支給した給与、期末手当及び勤勉手当並びに寒冷地手当との差額を支給します。

第３条の規定は、令和７年４月１日から施行します。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第１４条の３（略）	第１条～第１４条の３（略）
（期末手当）	（期末手当）
第１４条の４（略）	第１４条の４（略）
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２２．５を乗じて得た額に、基準日以前６ケ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６ケ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）
３・４（略）	３・４（略）
５　定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」とする。	５　定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。
第１４条の５・第１４条の６（略）	第１４条の５・第１４条の６（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１４条の７（略）	第１４条の７（略）
２（略）	２（略）
（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額	（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額
（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤	（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤

改　正　前

務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４８．７５を乗じて得た額の総額

３・４（略）

第１５条～第２４条（略）

附　則

（略）

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900

改　正　後

務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額

３・４（略）

第１５条～第２４条（略）

附　則

（略）

別表第１（第５条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000

改正前							
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

改正後							
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100

改正前							
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	

改正後							
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	

改正前						
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	

改正後						
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	

改正前						改正後					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		295,900	343,600			94		299,400	347,400		
95		296,200	344,100			95		299,700	347,800		
96		296,600	344,500			96		300,100	348,200		
97		296,800	344,700			97		300,300	348,400		
98		297,100	345,100			98		300,600	348,800		
99		297,500	345,500			99		301,000	349,200		
100		297,900	345,800			100		301,400	349,500		
101		298,100	346,100			101		301,600	349,800		
102		298,400	346,500			102		301,900	350,200		
103		298,800	346,900			103		302,200	350,600		
104		299,100	347,300			104		302,500	351,000		
105		299,300	347,800			105		302,700	351,500		
106		299,600	348,200			106		303,000	351,900		
107		300,000	348,600			107		303,300	352,300		
108		300,300	349,000			108		303,600	352,700		
109		300,500	349,500			109		303,800	353,200		
110		300,900	349,900			110		304,200	353,600		
111		301,300	350,200			111		304,600	353,900		
112		301,600	350,500			112		304,900	354,200		
113		301,800	351,000			113		305,100	354,700		
114		302,000				114		305,300			
115		302,300				115		305,600			
116		302,700				116		306,000			
117		302,900				117		306,200			
118		303,100				118		306,400			

改正前								
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	二	二	二

別表第２（略）

改正後								
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	二	二	二

別表第２（略）

七飯町職員の寒冷地手当に関する条例新旧対照表（第２条関係）

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>第１条（略）
（寒冷地手当の額）
第２条　前条に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr>
<tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr>
<tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr>
<tr><td>２２，５４０円</td><td>１２，８６０円</td><td>８，６００円</td></tr>
</table>
２（略）
３（略）
第３条（略）
附　則
（略）</td><td>第１条（略）
（寒冷地手当の額）
第２条　前条に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr>
<tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr>
<tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr>
<tr><td>２５，１００円</td><td>１４，３００円</td><td>９，６００円</td></tr>
</table>
２（略）
３（略）
第３条（略）
附　則
（略）</td></tr>
</table>

職員の給与に関する条例新旧対照表（第３条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第１４条の３（略）	第１条～第１４条の３（略）
（期末手当）	（期末手当）
第１４条の４（略）	第１４条の４（略）
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）
３・４（略）	３・４（略）
５　定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。	５　定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」とする。
第１４条の５・第１４条の６（略）	第１４条の５・第１４条の６（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１４条の７（略）	第１４条の７（略）
２（略）	２（略）
（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額	（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額
（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤	（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤

改　　正　　前	改　　正　　後
務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額	務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５０を乗じて得た額の総額
３・４（略）	３・４（略）
第１５条～第２４条（略）	第１５条～第２４条（略）
附　則	附　則
（略）	（略）
別表第１・別表第２（略）	別表第１・別表第２（略）